

議決権行使の結果 ～平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで～

株式会社ポートフォリアでは、議決権の行使はあくまでも対話のひとつの形であり、まずは投資先企業と投資家がスチュワードシップ責任や受託者責任に基づく長期的な信頼関係を築くことが重要であると考えています。したがって、株主総会の議案は一つひとつ精査し、必要に応じて投資先企業と対話を行ったうえで、議決権を行使しています。根本的な経営方針に異議がある場合には、信頼関係が構築できないため株式を売却することになります。

■ 会社提案議案に対する議決権行使の結果

平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月までに開催された投資先企業 25 社の株主総会における議決権の行使結果は以下のとおりです。会社提案議案の 101 議案のうち 6 議案に反対しました。

議案名称	議案数(A) (B)+(C)+(D)	賛成 (B)	反対 (C)	棄権 (D)	反対+棄権(E) (C)+(D)	反対等行使比率 (E) / (A)
① 剰余金処分	13	13	0	0	0	0.0%
② 取締役選任*1	33	33	0	0	0	0.0%
③ 監査役選任	13	13	0	0	0	0.0%
④ 定款一部変更	11	11	0	0	0	0.0%
⑤ 退職慰労金支給	5	0	5	0	5	100.0%
⑥ 役員報酬額改定	19	19	0	0	0	0.0%
⑦ 新株予約権発行	1	1	0	0	0	0.0%
⑧ 会計監査人選任	0	0	0	0	0	0.0%
⑨ 再構築関連*2	1	1	0	0	0	0.0%
⑩ その他*3	5	4	1	0	1	20.0%
うち法定準備金減少等	0	0	0	0	0	0.0%
うち買収防衛策	1	0	1	0	1	100.0%
うち新設分割計画	1	1	0	0	0	0.0%
うち役員賞与支給	3	3	0	0	0	0.0%
合計	101	95	6	0	6	5.9%

*1 複数候補者の選任において1名でも選任対象に反対した場合は「反対」として集計しています。

*2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割を指します。

*3 上記①～⑨以外の議案（自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等）を指します。

● 退任取締役・監査役に対する退職慰労金の支給の議案に反対した理由

日本の慣行の下で報酬の後払い的性格を持つ退職慰労金制度については、より中長期的な業績への貢献に応じて報酬額が決まる役員報酬制度への移行が望ましいと考え、基本的に制度の廃止を求めていました。そのなかで反対した 5 議案については、特に退職慰労金の個別の支給額または支給総額の開示がなかったことが反対理由です。

● 買収防衛策の更新に反対した理由

企業価値の向上に努め、投資家との真摯な対話を通じて適切な株価形成を目指すことが、買収の脅威に対する最大の防衛策であると考えることから、買収防衛策の導入・更新については基本的に反対しています。そのなかで反対した議案については、投資家との対話活動にさらなる改善の余地があると判断したことが反対理由です。

■ 株主提案議案に対する議決権の行使結果

当該期間中には、該当する株主提案議案はありませんでした。

以上